

奈良県人事委員会事務局の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 馬場勝也

### 奈良県人事委員会規則第二十四号

奈良県人事委員会事務局の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則

奈良県人事委員会事務局の標準的な職を定める規則（平成二十八年三月奈良県人事委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

本則の表二の項中「次長の」を「次長及び課長の」に、

「次長」

を

課

長

に改め、同表三の項中「課長及び主幹」を「主幹及び副主幹」に、

課

長

を

主幹

に改め、同表四の項中「副主幹、」を削る。

### 附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。